

1 計画の推進体制

庁内関係部局との連携・調整を図るため、「茨城県食育推進幹事会」を設置し、都道府県健康増進計画である「第二次健康いばらき21プラン」、食品安全分野の基本計画である「茨城県食の安全・安心確保基本方針」、本県農政の基本方針である「茨城農業改革大綱」、教育行政の基本方針を示す「いばらき教育プラン」等、食育推進の背景にある様々な課題解決を図る計画等と整合を図りながら、総合的に食育を推進します。

本県の食育を推進する上で欠くことのできない関係者として、学識経験者、保健医療、県民運動、ボランティア、食品関連事業者、食品流通、農林漁業、食文化関係、保育・教育、保護者、子育て支援、マスコミ、行政機関等で構成する「茨城県食育支援連絡会」（以下「食育支援連絡会」という。）が中心となり、茨城県食育推進計画に位置付ける「関係者の取り組み」を推進します。

この食育支援連絡会を始めとする関係者との連携を密にし、より具体的かつ計画的に、進捗状況を把握しながら、食育の課題解決に取り組みます。

2 計画の進行管理

計画を効果的に推進するため、食育支援連絡会で進行管理を行い、今後の推進方策について意見を求めています。

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標の達成状況等を可能な限り把握し、評価するとともに、数値目標の進捗状況等により、施策・事業の見直し、改善につなげます。

なお、社会情勢の変化などを踏まえて、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを柔軟に検討します。